

第7回休眠預金等活用審議会概要

※ 本概要は事務局により整理したもの
休眠預金等活用担当室

日時：平成29年11月10日（金）13:00～15:00

場所：中央合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

概要：

<議事1 革新的手法の開発の促進について>

○資料提出のあった委員及び専門委員より当該資料について説明した後、堀内調査アドバイザーから調査アドバイザーグループ報告について説明があった。主な意見は以下のとおり。

- 何を具体的に革新性というかについては、指定活用団体において事例を積み重ねる中で明らかになってくるのではないかと。
- 革新性という言葉が安易に使われることのないように指定活用団体が判断するのではないかと。
- 現場の団体と共に革新性を作り込んでいくという機能も指定活用団体や資金分配団体は意識する必要があり、公募の際には、必ず革新性について自己申告させる項目を設けるべきである。
- 現場の団体は革新性を自ら認識することが非常に少ないため、指定活用団体や資金分配団体がリサーチ力を活かして、そうした革新性のある取組を社会に発信する枠組みが大事である。
- 一つの地域における手法を全国に広げ、地域のいろいろな人たちや今まで活動していなかった人たちと価値観でつながることが革新的手法である。

<議事2 成果評価に関する主な論点について>

○事務局より成果評価に関する主な論点について説明。主な意見は以下のとおり。

- 地域づくりの活動においては、何らかの活動を進める中で予期しない主体的な活動が次々と生まれ、これが地域全体の盛り上がりや担い手づくりにつながることもあるため、こういったことも評価のポイントに入れればよいのではないかと。
- 現場の団体が、資金分配団体に評価され、また指定活用団体にも評価されるといったように、評価や伴走型支援が二重にならないような設計が大事である。
- 「革新的な活動事業が継続されているか否か」という観点から、年に一度は「活動事業」の評価を行うべきであり、支援は3年程度が限度ではないかと。
- 現場の団体が評価設計を行うにあたっては時間がかかるため、指定活用団体や資金分配団体においては、その分も見込んで支援の期間を設計するとともに、簡易な評価も認める必要がある。
- 評価には時間がかかるため、評価の費用も助成等に含めるべきである。